

## 平成22年度全国獣医師会会長会議の開催

平成22年度全国獣医師会会長会議が、平成22年10月1日、ホテルフロラシオン青山「孔雀」において開催された（会議の議事概要は、以下のとおり）。

### 平成22年度全国獣医師会会長会議の議事概要

I 日時：平成22年10月1日（金） 14:00～17:00

II 場所：フロラシオン青山 3階「孔雀」

III 出席者：

#### 【地方獣医師会】

55 地方獣医師会会長ほか

#### 【日本獣医師会】

会 長：山根義久

副 会 長：藏内勇夫，中川秀樹

専務理事：大森伸男

地区理事：波岸裕光，砂原和文，高橋三男，村中志朗，

駒崎精彌，谷 達雄，湊 惠，麻生 哲

職域理事：酒井健夫，細井戸大成，横尾 彰，

榛葉雅和，森田邦雄，近藤信雄

監 事：岩上一紘，玉井公宏

IV 議 事：

#### 【説明・協議事項】

- 1 新公益法人制度移行に向けての対応の件
- 2 獣医師会会員組織の基盤強化の経過と対応の件

#### 【説明・報告事項】

- 1 口蹄疫発生に対する獣医師会対応等の件
- 2 2010動物感謝デー in JAPAN 開催の件
- 3 学会及び地区学会の組織・事業運営見直しの経過と対応の件（①日本獣医師会学会の位置づけと獣医学術学会事業としての運営及び②地方獣医師会の獣医学術地区学会事業としての地区学会の運営と「獣医学術地区学会」の開催（獣医師大会事業として行う「地区獣医師大会」の開催を含む。）
- 4 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催及び23年度以降の開催計画の件
- 5 その他の報告連絡事項
  - (1) 第3次獣医療基本方針の制定と今後の対応の件
  - (2) 獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請の件
  - (3) 日本獣医師会・獣医師会活動指針制定の件
  - (4) マイクロチップ動物個体識別普及推進の手引き制定の件
  - (5) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の件

(6) 獣医師政治連盟運営に当たっての留意事項等の件

6 その他

V 会議概要：

#### 【挨拶】

山根会長から、大要次のとおりの挨拶がなされた。

忙しいところ全国から出席いただき感謝申し上げる。口蹄疫については、8月27日宮崎県知事から終息が宣言されたが、数カ月にわたり防疫活動支援に携われた宮崎県獣医師会の江藤会長をはじめ、地元関係者、全国から防疫支援に参加された獣医師の方々に改めてお礼申し上げる次第である。9月1日、義援金の目録を手渡しに宮崎県獣医師会を訪れた際、川南町を中心に現地を視察した。家畜のいない廃墟のような畜舎、処分家畜の埋却場所を目にし、処分された28万8千頭の家畜の末路に胸が締め付けられるとともに、このようなことは二度と起こしてはならないと誓い、現地を後にした。今後の対策、復興については、農林水産省に第三者の有識者からなる「口蹄疫対策検証委員会」が設置されたが、私が座長を務め、7月から検討を8回ほど開催し、8月末に中間取りまとめを公表したところである。これまで33名にヒアリングを実施したが、異口同音に宮崎県の責任を問う声があり、昨日の第9回委員会でも、家畜疾病小委員会の調査報告により、国の責任、さらに県、市町村、各種団体、生産者の意思の疎通が図られなかった実態が明らかにされた。北海道の高橋知事からは、巨大な畜産地帯から先進的な対応を構築していること、鹿児島県獣医師会の坂本会長からは大農場では埋却地の準備をしていること、埼玉県の上田知事からはすでに実践的な演習を実施していること等をお聞きした。宮崎県には224名の産業動物獣医師がおり、うち70名が開業者である。32名が移動制限区域、18名が搬出制限区域の獣医師である。今後、数年は診療活動に影響があると思われ、本会としても引き続き対応したい。家畜伝染病予防法については、昭和29年に制定され、その後、幾度か改正されてきたが、未だに時代にそぐわない内容が多々あり、特に家畜防疫員は単独県のみでは機能していない実態がある。いくら良いマニュアルを持ち、家畜伝染病予防法を改正したとしても、実効が伴わなくては意味がない。

今後は国、都道府県とともに現場を経験している獣医師を中心に防疫対応チームを組む必要がある。チームの家畜防疫員は単なる県職員に限定するのではなく、実際、診療に携わる現場の獣医師、例えば農業共済組合家畜診療所、開業、農業協同組合、家畜改良センター等の獣医師等、実践的な技術と経験を有した者とする。一方、チーム医療については、日本動物看護職協会が立ち上がったところだが、動物看護職が国家資格を得るためには、産業動物臨床現場でも不可欠であるという実績が必要と考える。ワクチン接種は獣医師が行うが、注射器の準備、保定は看護職で対応する。このようにチーム内では職種を生かした役割分担が可能な体制作りが重要である。この機会に家畜飼養管理基準も見直し、定期的にシミュレーションに沿った防疫演習を実施すべきと提案したい。そして、今回のような、水際対策の不備、初動体制の遅れ、報告体制の在り方等を改め、有事の際は、速やかに対応できるような防疫体制を構築する必要性について、具体的に提言し、取りまとめを進めていきたい。個々の獣医師からも意見をいただいているが、引き続き、ご意見をお待ちしている。

8月に農林水産省では、今後10年先を見越した獣医療提供体制の整備に関する基本方針を公表した。私が獣医事審議会の計画部会長を務め、検討を重ねてきたが、各々県に策定いただく基本方針については、定期的に報告されるよう、進捗状況を検証することまで盛り込まれており、これにより実効を得られるものと期待している。その他、産業動物獣医師の偏在解決の模索、看護職の重要性、獣医学教育における参加型実習の推進等、社会の要望に応える事項が盛り込まれた内容となった。このようなフレームワークができた以上、後は各地域の特性を踏まえた県計画をどのように整備するか段階に移ることとなる。

2月には岐阜県獣医師会の開催委託、中部獣医師会連合会の協力による平成22年度獣医学術学会年次大会を開催するが、多岐にわたる充実した企画が予定されており、全国の構成獣医師におかれては、是非とも岐阜に参集願いたい。

日本獣医師会と地方獣医師会は連携を密にしなければならぬ。口蹄疫対策検証委員会でも口蹄疫防疫対応に、獣医師会を活用しなかったことが事態を重くしたとして、獣医師会の存在が重要視されている。地元に戻られても、本会議の内容を構成獣医師へ詳細に報告いただきたい。

明日は駒沢公園で第4回目の動物感謝デーを開催するが、本年も様々な企画があり、期待している。開催に当たり、協力いただき厚くお礼申し上げる。

最後に7月の参議院選挙におかれては、多大なる支援に対しお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

#### 【黙 禱】

大森専務理事から、今後の宮崎県での畜産の再興、産業動物診療の再生を祈念し、防疫活動で犠牲となった約29万頭の家畜御霊に黙禱を捧げたい旨が述べられ、出席者全員での黙禱が行われた

#### 【座長就任】

山根会長から楠原征治新潟県獣医師会会長を座長に指名して、以下のとおり議事が進められた。

#### 【説明・協議事項】

##### 1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 大森専務理事から、新公益法人制度移行に向けての対応について、次のとおり説明された。

ア 新公益法人制度移行に当たって、これまでに策定した指針等（特に参考とすべきもの）

(ア) 公益法人制度検討の要点（改訂第8版）（平成22年2月：社団法人 日本獣医師会）

(イ) 狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項（改訂第5版）（平成22年2月：社団法人 日本獣医師会）他

イ 公益法人に向けての対応状況

(ア) 全国申請及び認定・認可状況（平成22年8月末現在）

特例民法法人2万5千法人のうち、申請件数1,030件（4%）、肯定処分件数 463件（移行認定、認可2%）

(イ) 地方獣医師会の対応状況

①公益認定済 3件（新潟県獣医師会、大阪市獣医師会、三重県獣医師会）、②公益認定申請中1件（千葉県獣医師会）、③平成23年度申請予定29件（日本獣医師会他）

ウ 内閣府公益認定等委員会の対応及び同委員会、公益法人協会との意見交換

(ア) 説明等の要点

a 専門職等により組織される同一資格者団体の公益認定申請の要点

一般的な経理の基盤については、現状で主務官庁の指導監督において特段の問題がなく、また、新しい公益法人会計基準についてもこれまでの法人会計において経験を積んでいれば過剰な心配は不要とされている。

b 同一資格者団体が認定申請に当たり、特に留意すべき事項

(a) 会員会費を活動原資とするため、法人の個々の事業が公益目的か否かの絞り込みが難しい面はある

が、自信を持って明確に公益性（社会利益の追求）を行う事業としてチェックポイントを押さえた説明が求められる。

(b) 特に、専門職（同一資格者）を会員とする団体の場合、専門性を活かし（例えば学術の向上、人材育成、普及・啓発活動）広く社会の利益となることが事業目的である旨等の明確化が必要となる。

c 日本獣医師会の質問に対する公益認定等委員会の説明の要点

(a) 収支相償をクリアする上での留意点

収支相償の第一段階は、各事業単位で剰余金が発生した場合、その額を将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備金として計画的に積み立てることで収支相償の基準を満たす。

また、第二段階は、法人の公益活動全体の収支に剰余金が発生した場合、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積み立てを行うか、当期の公益目的保有財産の取得に充てることで収支相償の基準を満たすとされる。

(b) 「将来の収支の変動に備えて積み立てる財政基盤確保の資金（基金）と遊休財産との関係」について

過去の実績や事業環境の見通しを勘案して活動見込みや限度額の見積もりが可能ならば特定費用準備金として遊休財産額から除外できるが、そのためには、具体的計画性等の明示が求められる。

ついでには、控除対象財産の1号財産（公益目的保有財産）か2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産）として特定資産に計上し、運用益を事業費又は管理費に充てる形にする方が良い。

(c) 獣医師会が自治体との委任契約の下で公益目的事業として実施する狂犬病予防対策事業において、想定される副作用事故等に備えた事故補償の積み立てと特定費用準備金との関係の整理

資金の一定額を控除対象財産の1号資産（公益目的保有財産）として特定資産に計上し公益目的事業である狂犬病予防推進事業における事故補償に充けるとともに、毎年度の事業において一定額を当該年度に必要な額として計上し、支出しなかった分については、これも逐次、公益目的保有財産として積み立てるという手法が良いとされている。

エ 特例民法法人の対応の考え方

移行に当たっての第一選択肢は公益認定申請を目指す。明らかな欠格要件（財務三基準、役員等の欠格要件該当者など）が生じない限り、認定申請に向けた事

務処理と必要な環境の整備に努めることで対応願いたい。

オ 公益認定申請に当たっての要点の整理

(ア) 認定申請に当たってのポイント

a 移行後に行う各事業の公益性（不特定かつ、多数の者の利益（社会利益）増進への寄与）を主張し、理解を得ることがポイントとなる。必要であれば公益事業の拡充・強化を検討する。説得力ある論旨と明解な公益性の説明が必要となる。

b 公益認定の取得により、法人の自由度のリスクを負うが、自由度という点で、公益法人も一般法人も特例民法法人にとって差異はないと考えるべき（一般法人においても「公益目的支出計画」の実施中は、旧主務官庁への報告義務、立入検査がある。）。

c 認定の取り消しや財産没収は直ちに生じるのではなく、指導、改善、検査、勧告、命令、改善、取り消し等の行政上の諸手続きが必要（ただし、法人の役員等の欠格要件該当の場合は、いわば自動的に法人の公益認定が取り消される）

(イ) 「定款変更（案）」等の作成

(ウ) 公益性説明のポイント

a 説明に当たっては、公益目的事業を内閣府公益認定等委員会の「公益認定ガイドライン」のチェックポイントについて示された事業区分を念頭に、事業内容を性質ごとに分けし、同種の事業同士を集約し、事業単位としてグルーピングする。また、同時にグルーピングした事業単位に対応する法人の定款変更（案）の事業項目に関する各事業の規定と対比させる。

b 各個別事業の「公益性」の説明に当たっての留意事項

事業推進の手続きが公正、かつ、適切であり、受益の機会が一般に開かれていること（研修会等参加への会員限定を行わないこと。一般参加の自由化を旨とすることフェア等入場者を特定の利害関係者に限定しないことなど）等に留意する必要がある。

(エ) 財務並びに会計及び経理

a 財務三基準（①公益目的事業比率、②収支相償、③遊休財産）は、申請年度の事業の収支予算書と期末の見込み資産・負債の額の数値により判定される（基本的には過去の事業の実績値により判定される訳ではない。）

b 20年公益法人会計基準（新・新基準）による法人の収支予算書、貸借対照表等の作成については、基本的会計知識を有しておれば対応は可能な範囲のもの。移行後においては、公益目的事業会計、収益事



業等会計、法人会計の三会計区分が必要となるが、基本的にはこれまでの延長線上での会計経理事務の範囲で対応可能であり、公益認定申請手続きについても必要に応じ専門家の協力により作業を進めることで対処するのが効率的である。

- c 公益認定申請に当たっての会計・経理事務として資産の取り扱いについて、遊休財産から控除される財産は、①公益目的保有財産、②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産、③資産取得資金、④特定費用準備資金等

(オ) 認定の申請手続き

申請時期について、3月末決算法人については、5～6月総会において諸決議（定款変更（案）の承認等）、8～10月中に申請、3月までの間認定審査（説明・協議、修正等）3月末答申、4月の新法人登記が一応の目安となる。

カ 地方獣医師会の主要課題と取り組みの考え方

(ア) 本部と支部等組織との関係

- a 本部と支部等組織の考え方の考え方（平成22年2月18日：社団法人 日本獣医師会）

(a) 本部と支部（部会や支会等の名称は問わない。以下、同様）の関係については、既に、現状の特例社団法人においても、支部は本部の組織として位置付けられ、機能すべきものとして、組織及び事務・事業運営についての一体性の確保が基本的に求められる。

(b) 従って、新公益法人制度への移行を期にあえて支部を単純に切り離すような対応をとることは、①獣医師会の組織基盤の強化、②獣医師会自体の公益性の確保、③課税上の課題の顕在化などの観点から、本部及び支部の双方にとってデメリットとなることにも留意する。

(c) 一体性確保の基本は、①本部の規約等による支部組織と運営体制の位置付けの整備（定款における支部の位置付けと支部運営規程の整備など）、②事業計画及び収支予算において本部の支部事業として計上すること、③支部から本部への支部事業の実施状況と会計・経理の報告及び本部における報告結果の集約・整理を行うこと等にある。

(d) なお、例えば現状において支部が支部独自に共益的的事业を行っており、当該事業を本部事業として計上するのを躊躇するのであれば、当該事業については、本部事業と切り分けを行い、本部の支部による事業としてではなく、別個の任意団体による事業として必要な措置（会計・経理の独自管理等）を講じた上で取り扱うことは可能であるが、この場合、切

り分け事業については共益、収益に特化した対応をとる必要がある。

(2) 質疑応答として、①本県獣医師会では、本部及び支部のあり方について整理し、3回ほど支部長会議で協議したが、支部関係者は本部が上で支部が下という関係をイメージし、支部の財産が本部に吸収されること等を懸念している。本部でできない事業を支部が行い、支部でできない事業を本部が行うという、横並びの関係であると説明すると分かりやすく、今後、このような方向で資料を作成し、すべての会員の理解を得たい。特に狂犬病予防事業は、収益でなく公益であることを理解いただく良い機会と考えている旨の意見があり、これに対して、大森専務理事から、狂犬病予防注射事業については、そもそも法に基づく飼育者責務の履行についての行政施策の支援事業であるとの性格のものとして公益認定に向けての手続きを前向きに取り組む中で、獣医師会全体で公益認定の各チェックポイント各項目への適合を確認いただくという方向で捉えていただきたい。本部と支部は上下関係で成り立っているのではなく、部会、学会も同様であるが、あくまで法人全体を構成する機関、組織と考えるべきであり、支部と本部の一体化という観点からも、支部等の組織・機関に係る会計については法人全体の会計の一部として整理されるべきであるとの回答がなされた。

## 2 獣医師会会員組織の基盤強化の経過と対応の件

(1) 大森専務理事から、獣医師会会員組織の基盤強化の経緯と対応について、次のとおり説明がなされた。

### ア 会員組織基盤強化の必要性

(ア) 各地方獣医師会の獣医師会会員の組織率は、近年、全体として組織率の低下（平成元年度92%、平成10年度91%、平成20年度78%）や各地方獣医師会間での組織率の格差（100%～43%）がみられる。

(イ) 昨年度の第3回理事会及び全国獣医師会会長会議では、現状の獣医師会組織の現状と課題を分析・評価の上、獣医師会組織の基盤強化対策を協議し、その結果を踏まえ、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたい旨を地方獣医師会に要請

(ウ) 平成22年度事業計画においても、「会員組織基盤の強化」を引き続き課題として提示し、地方獣医師会での一層の会員加入の推進を依頼

### イ 現状と課題

(ア) 日本獣医師会

全体の会員組織率 100%（平成20年度より120人増加）

(イ) 地方獣医師会

平成10年度末の組織率100%～65%から、平成21年末では100%～43%（組織率の計算は22条の届出総数に対する加入獣医師数で算出。実際の届出者数は7割程度と推察）となっている。

ウ 地方獣医師会への対応依頼

(ア) 国家資格者としての獣医師専門職は、公益活動参加の責務を有し、公益活動発揮の場である獣医師会組織の意義を周知する等、改めて管下獣医師へ意識改革が必要となる。

(イ) 新規獣医師（各地に就業された獣医師）への会員入会促進活動として、①動物診療施設の開設者獣医師及び動物診療施設の勤務獣医師（研修獣医師）及び②国・自治体勤務の公務員獣医師及び農業団体・大学・民間企業等の勤務獣医師のうち、獣医師会未加入者への対応

(ウ) 会員資格（入会条件）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の趣旨を踏まえ、不当な条件を付することなく、入会門戸オープン原則に即し対応願いたい。

(エ) 先ずは個々の獣医師会の組織率を支配する種々の要因の見極めを行った上で、国家資格には常に専門職業人としての社会的責務の発揮が求められ、社会の期待に応じてこそ資格制度として存在し得るものであることを理解し、その観点に立った組織基盤強化対策を推進依頼

(2) 質疑応答として、①当県はベッドタウンであるため、居住していても、職場の所在する他県の獣医師会に入会するという実態もみられる。獣医師法22条の届出様式に加入獣医師会名を明記させることにより、実態が明確に把握でき、加入活動の取り組みの推進につながると思われる。②組織率が向上した地方獣医師会の対応、また低下している獣医師会の現状等を参考として示してほしい旨の意見、要望があり、①については、大森専務理事から、今回の資料は、あくまで参考値であるが、あえて一定の前提をおいた上で前年度の実情と対比した形で提示させていただいた。個々の獣医師会の加入率ではなく、全国の獣医師会の加入率の格差を理解いただくために示したものである。加入獣医師会の明記は、22条の法目的に照らし、公益上の観点から必要となれば、獣医師会として検討すべきであるが、届け出事項は法の趣旨に必要な事項に限定して届出義務の規制を課していることをまず理解いただきたい。②については、中川副会長から、加入しない獣医師は入会して組織に束縛されたくない、また、会費を払って入会するメリットがないという。獣医師会組織が上からの目線で勧誘しても若い獣

医師は反発する。このような場合、獣医師会の幹部が個々に何度も訪問する等して、機会あるごとに説得すると、獣医師会が自分に目を向けてくれている考え、態度を改める。続いて、山根会長から、弁護士は地方の弁護士会への入会する条件があるが、このこと自体が今後は見直しがされるものと思われる。口蹄疫対策検証委員会でも意見を述べたが、大規模農場の管理獣医師は、隔絶された状況で全国的な獣医事活動を行い、所在が不明という状況もあり、国、県等の重要な講習会への参加案内も出せない。国家資格を有する獣医師は責任を伴うことを理解し、自ら率先して獣医師会に入会し、有事の際に速やかに連絡が取れるような体制を構築する必要がある。できれば国家資格を有した者に対し、各地方獣医師会では会員組織強化委員会等を設置し、崇高な理念の下、仲間意識、志を共有できる組織である旨理解を得よう加入推進に努めていただきたい。さらに駒崎理事から、名古屋市獣医師会では、若い獣医師に対し、通知による勧誘は実施してきたが、最も効果があるのは、会主催の講習会を昼間でなく、夜間9時半から1時頃に時間設定して開催することであり、この時間帯は若い獣医師の出席率が高く、本講習会を目標に入会者が増加したという実例がある旨がそれぞれ説明された。

【説明・報告事項】

1 口蹄疫発生に対する獣医師会対応等の件

(1) 大森専務理事から、口蹄疫発生に対する獣医師会対応等について、次のとおり説明がなされた。

ア 日本獣医師会・地方獣医師会における対応等

(ア) 発生及び防疫対応情報の提供と地方獣医師会をはじめ関係機関に対する防疫対応等強化の要請関係  
関係地方獣医師会への連絡通知、情報提供の実施

(イ) 現地防疫支援関係

a 発生確認の当初から、宮崎県獣医師会の役職員、家畜共済診療施設勤務診療獣医師、産業動物開業診療獣医師等の会員獣医師は、率先して宮崎県当局の防疫業務支援活動に従事したところである。

b 日本獣医師会では、地方獣医師会へ防疫活動派遣要員の登録を要請し、地方獣医師会の会員獣医師等92人を派遣要員として登録（待機者リストに掲載）。農林水産省及び現地宮崎県からの要請に基づき、防疫専門技術の経験等を考慮し、本人の意向等を聴いた上で、5月24日から7月1日の間、地方獣医師会及び日本獣医師会から延べ181人を派遣した。

(ウ) 口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援関係

本会が取りまとめた、義援金4,881,984円（追加分を含む）について、宮崎県獣医師会あて拠金

(宮崎県獣医師会への全国各獣医師会等の団体・企業・個人からの義援金総額は50,117,956円)を行った。

(エ) 防疫体制強化の提言(要請)活動関係

a 日本獣医師会の提言(要請)

都道府県等の自治体と獣医師会、農業共済等の農業団体、開業民間獣医師、家畜飼養者による地域家畜防疫、衛生ネットワーク体制の整備の必要性を繰り返し提言・要請してきたが、今回の口蹄疫の発生と防疫対応の現況を踏まえ、改めて口蹄疫などの悪性家畜伝染病の危機管理に対する備えの必要性を提言した。

b 自治体議会による意見書の提出

福岡県議会、香川県議会では、口蹄疫対策の一層の強化・充実等についての意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣等に対し地方自治法第99条の規定に基づき提出した。

(オ) 農林水産省からの感謝状の授与等

本会会長あてに消費・安全局長から口蹄疫発生に伴う防疫作業人員の派遣についての礼状及び農林水産大臣から口蹄疫発生に伴う防疫措置の実施尽力の功績に対する感謝状が授与された。

(カ) 農林水産省口蹄疫対策検証委員会関係等

口蹄疫対策検証委員会(座長 山根会長)での検討を踏まえ、9月15日に「これまでの議論の整理」を公表。内容には語句として「獣医師会」が10カ所、「獣医師」が6カ所、「動物看護師」が1カ所記載されるとともに、地域ネットワーク体制の核として民間獣医師の位置づけが認識された。今後、最終報告書の取りまとめに向けて議論の継続を行うこととしている。

(2) 次に、地元宮崎県獣医師会の江藤会長から、全国の獣医師会からの支援に対するお礼とともに、次のとおり説明がなされた。

ア 対応の経過

(ア) 当初、派遣活動は、県で調整していたが、途中で国が参画し、主体が不明となった。県内で実際対応可能な獣医師は180名程度だが、他に何か起こった場合を考慮して、汚染地区である児湯支部長に一任し、獣医師の意見をもって支部会員とともに国家防疫活動への参加を依頼した。

(イ) 発生が多発しても県では獣医師は充足していると返答。これは埋却地が確保できないため、獣医師の殺処分ができなかったと思われる。後に自衛隊の参加により埋却地が確保され、獣医師の参加が要請される。

(ウ) 以後、日本獣医師会からの地方獣医師会への情報提供と派遣連携により作業の進展。

イ 感染拡大の要因

(ア) 有数の家畜密集地帯での発生

(イ) ウイルスの増幅器と例えられる豚に感染

(ウ) 大規模農場が多いため埋却地の確保が困難

(エ) 確保した用地が湧水等で利用できず、用地変更

(オ) 梅雨時期のため、埋却地の掘削、処分作業が困難

ウ その他

(ア) 復興には3～5年を要するが、9月中旬までに役員会、現地支部長と細部にわたり検討を行い、いただいた5千万の義援金から、発生地域の診療活動ができない獣医師、著しく活動が縮小した獣医師に対し、配分して交付した。

(イ) 今後、児湯支部10数人の獣医師により記録集の取りまとめ

(ウ) 九州他県への飛び火は抑えられたが、全国規模の商業的大型農場では密室で対応しており、今後、全国的発生を危惧する。

(3) 質疑応答として、①動物園動物等はどうの対応がなされたか、②国、県と県獣医師会の連携のあり方、公務員獣医師の不足の問題が今回の対応に影響したこと等を踏まえ、日本獣医師会、地方獣医師会ともに獣医師の派遣、義援金等支援方法を十分検討しておくべき等の質疑、意見があり、①については、江藤会長から、県内の動物園は、発生と同時に閉鎖した。野生動物については、猟友会と連絡を取り、抗体を調査したが、すべて陰性であった旨説明がなされた。

## 2 2010 動物感謝デー in JAPAN 開催の件

(1) 中川副会長から、明日の動物感謝デーは、開催テーマを「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」とし、駒沢オリンピック公園(中央広場)で開催する。これまで実行委員会で運営を統括し、企画運営委員会で内容を検討し、運営をコンペティションにより選ばれたイベント会社に委託して準備を進めてきた。関係省庁等の後援及び企業、団体の他、獣医学系15大学、地方獣医師会(46都道府県市獣医師会、九州地区獣医師会連合)からの多大な協賛を得、開催内容として、ステージ企画の開会式(主催者挨拶、来賓挨拶、開会宣言)、狂犬病予防法制定60周年企画(狂犬病臨床研究会)、ニッポン放送ラジオ番組収録、その他、動物ふれあいコーナー、アトラクションコーナー、JRAコーナー等を実施する旨説明がなされた。

(2) 質疑応答として、①本事業は、世間に広く周知する必要があり、今後、科学雑誌等の出版物へ無料で告知



を依頼すべき。多くの者に獣医師を理解いただくというイベントを通じて、我々獣医師の繋がりが強固になる。  
②昨年閉会式への参加者が少なかったので、特に近県の関係者は最後まで参加いただきたい旨の意見があった。

### 3 学会及び地区学会の組織・事業運営見直しの経過と対応の件

(①日本獣医師会学会の位置づけと獣医学術学会事業としての運営及び②地方獣医師会の獣医学術地区学会事業としての地区学会の運営と「獣医学術地区学会」の開催(獣医師大会事業として行う「地区獣医師大会」の開催を含む。))

(1) 大森専務理事から、口蹄疫発生に対する獣医師会対応等について、次のとおり説明がなされた。

#### ア 見直しの視点及び動機

(ア) 日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止に伴い、「学会」や「地区学会」の運営等の二重構造化(学会の組織、事業及び会計・経理の日本獣医師会(地方獣医師会)との一元化)を是正する環境が整う。

(イ) 新公益法人制度への移行に伴い、日本獣医師会の「学会」の運営及び、地区獣医師会(連合会)単位に置く「地区学会」と「地区獣医師大会」の運営については、公益法人(日本獣医師会又は地方獣医師会)自らが行う公益目的事業として位置づけ、運営が求められる。

#### イ 見直しの基本的考え方

(ア) 日本獣医師会の「学会」の位置づけとその運営

日本獣医師会の事業実施機関(「部会」が職域別の事業運営機関、「学会」は学術分野別の学会活動運営機関)として改めて位置づけ、日本獣医師会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術学会事業)として運営し、会計・経理を行うことにより二重構造化を廃する。

(イ) 「地区学会」の位置づけと地方獣医師会が地区単位で開催する「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の運営

a 「地区学会」及び「地区学会による学術集会(獣医学術○○地区学会)」の開催は、①基本的には実態的な対応を踏襲し、各地区を構成する地方獣医師会(各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会)ごとに、地区学会を置き、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術地区学会事業)として運営し、日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保する。

なお、各地区で毎年度開催する「獣医学術○○地区学会」は、開催を担当する地方獣医師会の主催とし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行う。また、「地区学会」は、当該獣医学術○○地区学会の企画運営を担う。

b 「地区獣医師大会」は、各地区を構成する地方獣医師会(各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会)ごとに、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医事の向上及びその普及・啓発、政策提言等を目的とする公益目的事業(例えば、地区獣医事向上政策等提言事業、地区獣医師大会事業等)として運営する。

ウ 「獣医学術学会年次大会」及び「獣医学術学地区学会」

公益認定に不都合生じないように、平成22年度から順次移行の必要がある。

### 4 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催及び23年度以降の開催計画の件

大森専務理事から、平成22年度の獣医学術年次大会は、岐阜県獣医師会共催(岐阜県獣医師会運営委託・中部獣医師会連合会協力開催形式)により、平成23年2月11日(祝・金)～13日(日)、長良川国際会議場にて、岐阜都ホテルにて、平成23年度は、北海道獣医師会共催(北海道獣医師会運営委託開催形式)により、平成24年2月3日(金)～5日(日)、札幌コンベンションセンターにて、平成24年度は、大阪市獣医師会共催(大阪市獣医師会運営委託・近畿地区連合獣医師会協力開催形式)により、平成25年2月9日(土)～11日(祝・月)に開催する予定である。続いて、平成22年度の獣医学術年次大会を運営委託する岐阜県獣医師会の近藤会長から、数多くの充実した企画、特に市民公開講座として、「生物多様性保全を考える」と題した、霊長類、トキの専門家及び環境省の講師による特別講演、また、「新学習指導要領と学校飼育動物」と題し、学校飼育動物のアンケート結果、活動サポート事業等の報告等を企画している。今回からインターネットに申し込みも導入したので、地方獣医師会長におかれても会員獣医師への広報を依頼したい旨説明された。

### 5 その他の報告連絡事項

- (1) 第3次獣医療基本方針の制定と今後の対応の件
- (2) 獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請の件
- (3) 日本獣医師会・獣医師会活動指針制定の件

(4) マイクロチップ動物個体識別普及推進の手引き制定の件  
(5) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の件  
(6) 獣医師政治連盟運営に当たっての留意事項等の件  
大森専務理事から、①このたび公表された第3次獣医療基本方針については、先に平成22年9月13日付け22日獣発第170号（日獣会誌63巻10号、762～770頁掲載）により、基本指針の内容と今後の獣医師会としての対処の考え方等を通知したが、獣医師の処遇改善、夜間救急診療等小動物医療の体制整備に関する事項についてまで言及され画期的な内容となっている。これまで各地区獣医師大会での決議要望事項については、獣医師の処遇確保問題も含め、山根会長をはじめ獣医師会に関係する審議会委員の多大な尽力により、基本的にはすべてが第3次基本方針のフレームワークの中にそのポイントが収載されたと理解しても良い。今後、その具体化については、都道府県計画の中いかに具体策を盛り込んでいくのか、第二段階に移る。都道府県計画の策定には各地方獣医師会長が参加することとなる。地方獣医師会会長の力量が問われるといっても過言ではない。是非とも地方獣医師会から都道府県計画に対する積極的な意見具申に努めていただきたい。②獣医師及び獣医療関係施策の推進に関する要請については、各事項について、①の都道府県計画に具体化されるよう推進をお願いしたい。③日本獣医師会・獣医師会活動指針については、明日の感

謝デー等、事業活動推進の理念となるものであり、95年宣言と同様に活動の指針として活用いただきたい。④マイクロチップによる個体識別について、このたび手引きを策定したが、日本動物保護管理協会との合併以降、本会が引き継いだ動物適正管理個体識別登録等普及推進事業は、今後とも動物愛護管理施策の普及につながる公益事業として推進したいので、地方獣医師会におかれても引き続き協力願いたい。⑤獣医療提供体制整備推進総合対策事業については、本会他4団体で構成する獣医療提供体制整備推進協議会で本事業を受託し、そのうち本会の実施する研修会・セミナー事業については、従来の産業動物・小動物・公衆衛生の講習会に替えて地方獣医師会に開催担当をお願いしている。本年度は事業開始の初年度という事情もあり、地方獣医師会との連絡調整等において、地方獣医師会会長には心配をおかけしたが、今後、地方獣医師会事務局と連携を密にして対応したい。⑥政治連盟の課題として、政治団体（地師政治連盟）と母体（地方獣医師会）については、「人・モノ・金」の関係をできるだけ分けることが求められる（政治資金規制法）が、このたび朝日新聞に、医療関係の公益法人（薬剤師会、歯科医師会等）と政治団体がすべて同じ会員で、政治団体が会費を徴収している旨を指摘した記事が掲載された（平成22年7月19日朝刊：大阪社会部）ので、今後、不都合が生じないよう留意いただきたい旨が説明された。